郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 データの取扱いWG (第4回)

議事概要

- 1 日時:令和4年1月11日(火)10:00~12:00
- 2 場所:WEB 会議による開催
- 3 出席者:
 - 構成員

中村主查、生具構成員、板倉構成員、今村構成員、巽構成員谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員

・オブザーバー

日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長

日本郵便株式会社 根岸常務

斎藤郵便・物流事業企画部長 戸田経営企画部調査室長 小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長 西嶋オペレーション改革部長

個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官 内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長

総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長情報流通行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、

寺村信書便事業課長、松田郵便課長(事務局)

4 議事次第

- (1) 日本郵便 説明 「業務外活動におけるお客さま情報の利用に係る調査状況」
- (2) 事務局 説明 「公的機関等への情報提供の可否に関する検討の進捗状況」
- (3) 事務局 説明 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン 及び解説の改正(案)について」
- (4) 今後の議論について
- (5) 意見交換
- 5 議事

議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は 以下のとおり。

- 日本郵便より、年末年始ごあいさつ用カレンダーの配布問題に関して行われた、 業務外活動における顧客情報の利用に係る調査状況について、12月22日の報道 発表資料の内容に基づいて報告があった。業務を通じて得た顧客情報の不適正利 用について、調査結果及び今後の対応について第2回検討会にて報告することと なった。
- 事務局より、1月25日開催の第2回親会に向けたデータの取扱いWGとしての

報告案(「公的機関等への情報提供の可否に関する検討の進捗状況」)について説明があった。

- 電気通信事業法との関係については、それぞれの法分野として独立して議論をした上でガイドラインにはそれぞれの記載をする方向で進めていくという考え方もある。
- 転居届に係る情報について、弁護士会照会は捜査関係事項照会と条文構造が似て いることもあり、捜査関係事項照会への対応状況と平仄を揃えるべきではないか。
- 捜査関係事項照会や国税徴収法第 146 条の 2 または地方税法第 20 条の 11 に基づく照会等公的なものは目的外利用をしない前提であれば第三者への提供を原則可能としてよいと考えられるが、弁護士会照会は DV・ストーカー被害等に対応する観点から慎重に考えるべきである。
- 過去に弁護士会照会で前科を照会し、自治体が回答してしまう事件があったが、 個人情報保護法上の違法性とプライバシーの侵害は切り分けて議論すべきである。
- 明確な基準やルールを作ったとしても、郵便局の現場で提供可否を判断すること は困難であるため、本社組織等1か所で判断できる体制を整えるべき。
- 郵便局から自治体に照会をかけ、DV被害等による住民票の閲覧制限の対象となっているか否かの確認ができるよう、自治体と調整することも検討できるのではないか。また、弁護士会が DV・ストーカー被害がないことを審査時に確認する、難しい判断が迫られる場合は基本的には提供しない方向にするといったことをガイドラインに記載することも考えられる。
- 事務局より、改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に 関するガイドライン及びその解説の改正案の概要について説明があった。
- 個人情報保護法の解説から転記している部分等について、郵便事業に関係するものか否かを整理した上で記載ぶりを検討し、郵便事業に従事する方にとって分かりやすい解説にしていく必要がある。
- 今回の改正は、個人情報保護法改正部分について機械的に反映したものであり、 検討会での意見を踏まえた実際の取扱いの変更に関わるような改正については、 引き続き本WGで議論していく。

(以上)